

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. December 2014

タイ国内閣が相続税法案を承認

タイ国内閣は、財務省から提案された相続税法案を承認しました。非公式な情報源によるものですが、法案の主な内容は以下のとおりです。

- 相続税の対象となる相続人には、タイ国および非タイ国の個人および法人が含まれる。
- 50百万バーツを超える遺産に対し10%の税率で課税される。
- 上限税率は10%であるが、一般に適用される軽減税率および被相続人と相続人の関係により適用される軽減税率についての勅令が発行される。
- 相続税は、財務省省令に規定されるタイ国内資産の評価規準により、全世界ベースの資産を対象とする。
- 相続財産の価値は負債を控除して計算される。
- 相続財産の価値は、相続が行われた日の資産の価額や価値に基づく。例えば、不動産については土地局が設定した評価価額、タイ国証券取引所で取引される有価証券については相続が行われた日の終値による。その他の資産については、財務省省令に規定される規則に則って評価される。
- 相続税の申告および納付は、相続開始から150日以内に行わなければならない。勅令に規定される条件に従って、最長5年間の分割納付が認められる。
- 配偶者、および宗教、教育および公共の慈善目的で遺産を受け取る個人/団体に対しては、相続税が免除される。
- 贈与に対する個人所得税の免除は廃止され、10百万バーツを超える贈与に対しては5%の税率で贈与税が課される。

当該法案は、さらなる審議のためにタイ国立議会に送付され、2015年中に発効する予定です。

所得税還付申請期限の改正

歳入法改正法No. 38 B.E. 2557が2014年11月14日に公布され、歳入法Section 63に規定される所得税還付請求期限が改正されました。従前の規定では、同還付請求期限は過大に源泉徴収された年の最終日から3年以内とされていた一方、同法Section 27 ter では、納税者は法律が定める申告期限から3年間、還付請求の権利を有するとされていました。今回の改正により、個人所得税と法人所得税の還付請求期限に関する規定が整合されました。

金融セクター マスター プランに基づく免税措置

金融セクター マスター プラン フェーズ2は、2010年から2014年までの期間中に金融機関のシステムを改善するための枠組みであり、勅令No. 502は、当該計画に基づいて自主的な合併や事業譲渡を行う金融機関およびその株主に対して税務特典を付与しています。新たな勅令(勅令No. 578)では、2012年1月1日から2014年12月31日までの間に開始されたが、未だ完了していない合併や事業譲渡に対しても税務特典を認めています。当該税務特典の要点は以下のとおりです。

- 金融機関の株主に対して、合併や全部営業譲渡から生ずる譲渡益に係る個人所得税あるいは法人所得税を免除する。
- 金融機関に対して、合併や全部営業譲渡に係る課税所得、総収入、契約書に対してそれぞれ課される法人所得税、特定事業税および印紙税を免除する。

- 金融機関に対して、一部営業譲渡に係る付加価値税の課税標準、総収入、契約書に対してそれぞれ課される付加価値税、特定事業税および印紙税を免除する。

国際統括会社および国際貿易センターを奨励する措置

タイ国内閣は、国際統括会社 (International Headquarters: IHQs) および国際貿易センター (International Trading Centers: ITCs) をタイ国内に設立することを奨励するために財務省から提案された以下の租税優遇措置を承認しました。

- IHQs： 国外関連企業/支店から生ずる利益に対する法人所得税の免除、国内関連企業/支店から生ずる利益に対する10%の軽減法人所得税率の適用、非居住者に対する支払配当金に係る源泉税の免除、外国人従業員の所得に対する15%の軽減個人所得税率の適用、および関連企業からの貸付金利息に係る特定事業税の免除。
- ITCs： 海外での物品の購入販売やサービスの提供生ずる利益に対する法人所得税の免除、国内で購入した原材料や中間生産物の国外関連企業/支店への販売から生ずる所得に対する10%の軽減法人所得税率の適用、非居住者に対する支払配当金に係る源泉税の免除、および外国人従業員の所得に対する15%の軽減個人所得税率の適用。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人5名が常駐し、日本の事務所からも頻りにプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax

Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services

Cameron McCullough
+66 (0) 2676 5700 ext 5015
camccullough@deloitte.com

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax

Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

**Business Tax (Business Model
Optimization)**

Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services

Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

**Transfer Pricing & Customs
Services**

Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI

Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.